

【内部情報】

2000-4-10



自治労札幌市学校事務労働組合

花とゆめと札学労 ミレニアム号発行

例年、新採用事務職員向けパンフレットを兼ねて作成している「花とゆめと札学労」が仕上がりました。今年のみレニアム版は新採用事務職員がいないため、組合員向けとして発行しています。「学労のいろはにほへと」と題し学労の活動を載せていたり、自治労組織についてや組合用語等を載せてあります。

ファイヤーしたことという執行委員の紹介も載せてありますので、楽しみながら読んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、参加いただいた編集委員の方々にお礼申し上げます。（組織部；國田実，横内典子，後藤邦昭）

おわび&訂正依頼

歴代役員名が間違っていました。訂正シールを同封しましたので、大変お手をかけますが、訂正をよろしくお願いいたします。

《訂正箇所》

P41 2000年 監査役員 吉田 徹 村上 明美

P43 2000年 監査役員 松尾 浩治 座主 昭司

5月12日（金） フレフレパーティーの日

組合員のみなさんには年度を跨る時期で大変忙しい毎日と思います。健康に十分配慮して、この時期を乗り切りましょう。

さて、フレフレパーティーは毎年5月の第2金曜日を開催日と定め、開催してきました。今年も実行委員を募り、盛大に開催します。丁度、仕事が一段落した頃ですので、楽しく交流しながら情報交換などしましょう。

フレフレ実行委員には、川島千鶴子さん（美香保小）と村上明美さん（伏古小）がお手伝いいただけることになりました。ありがとうございます。今後も、お手伝いいただける方がいましたら、担当執行委員の横山 徹（前田小）までお知らせ下さい。

組合員のみなさんの元気な顔を拝見するのを楽しみにしていますので、どうぞ気軽にご参加下さい。追ってご案内致します。また、お知り合いの未組織の方で参加の希望がある場合もお誘い下さるようお願いいたします。（企画部；二宮秀樹，横山徹，渡辺修）

事務主幹決着か ん？これは...北学労案？

北学労は事務主幹命課の見直しについて、道教委から人事委員会に承認を求める素案の提示を受けました。

事務主幹命課の積み残し問題は、重要な懸案事項であり、この間道教委に対して積極的に折衝を行ってきたものです。

同時に賃金PJでも検討を行い、北学労内部情報（第99.7.19号）において北学労案をお知らせしましたが、今回の提示は道教委のドタバタ・二転三転の結果、ほぼ同様の内容となりました。

事務主幹の役割とは現在、「・事務主幹の職務内容は、当該学校事務のほかには次の職務を行うこととする。・学校事務にかかわる行政機関との連絡、学校事務にかかわる調査研究、地域内事務職員に対する助言等に関する事務」となっています。

改正案の大幅な変更としては、市（区）町村あたり1名の事務主幹を配置することとなり、学校規模、市町村で中心的を担っている学校等で、事務主幹の目的が達成されるような学校を道教委として指定基準を示し、市町村で学校を指定することとなりました。

た。

基本的な命課要件は現行と同様、53歳在職31年と なっていますが、学校指定により事務主幹が配属さ れますので、人事異動が伴います。そのため、命課 予定者や命課要件を満たしている者について、選考 することとしています。この選考については、書類 及び面接で行うこととなっていますが、これは現在 道教委において各教育局単位で行っている人事異動 に関しての説明会と面接をそのまま当てはめるもので、 これまでと異なるものではありません。要するに管 外異動をとまなう人事となることもあるため、本人 の意向確認という意味合いが強いものです。

また、人事異動及び命課要件の関連から経過措置 として、平成15年度の命課までは指定校以外に配置 されている事務主幹については、そのまま暫定的に 配置させることができるものとし、命課要件を満た すものが指定校の数に満たない場合は、指定校の一 部に事務主幹以外を配置することで、16年度から平 常実施する予定となっています。

さらに昨年、一昨年と命課が遅延してきたことか ら、8級到達の実損回復の確約はしてきていますが、 具対策については今年度1年かけて整理していくこ とになっています。

なお、今後も引き続き道教委と市町村教委の動向 を注視して課題解決に努力していきます。(道教委担 当；横内典子，平野正志，能代隆行)

配置基準

(1) 配置の考え方

1市(区)町村あたり最低1名の事務主幹を 配置。市町村の学校数が10を超えるごとに1名 加算。

(2) 配置校の指定

学校規模、市町村で中心をになっている学校 等で事務主幹の目的が達成されるような学校を 道教委として指定基準を示し、市町村で指定。 特別の事情がある場合は、指定校を変更できる。

命課基準

- (1) 基本的に現行どおり、あらかじめ命課候補者 の選考を行う。
- (2) 命課基準及び命課基準に関する取扱要領
基本的に現行どおり、市町村教育委員会が命 課。準則を示す事が困難なため、参考例を示し、 命課基準に関する規定等を整備するよう依頼す る。
- (3) 命課候補者の選考
命課日(4月1日)に命課要件をみたくす予定 者、命課要件を満たしている者から選考し、市 町村教育委員会に提示。選考は書類及び面接に より行う。

配置方法

- (1) 基本的な考え方
人事異動により指定校に配置する。
- (2) 具体的な配置方法
新たに事務主幹に命課される者の配置等は以 下の順序
 - 1 選考対象者のリストアップ
 - 2 選考の実施
 - 3 命課候補者の決定
 - 4 命課候補者の指定校への配置(人事異動)
 - 5 市町村教委による命課(4月1日)

経過措置

人事異動及び命課要件の関連から、平成15年度の 命課までは以下のとおり。

- (1) 指定校以外に配置済みは当該校に暫定配置
- (2) 配置数に満たない場合は指定校の一部に事務 主幹以外を配置

管外異動

未配置校を解消のため、数年後に命課要件を具備 する予定者も含め管外異動を行う。(北学労注 札幌 市は管外異動なし)

事務主任の7級格付け

7級格付け年齢要件は、「50歳以上の者」を引き 継ぐ。

適用年月日

平成12年4月1日

発行責任者 書記次長 平野正志